

平成25年度第1回千葉市水道事業運営協議会議事録

1 日 時：平成25年12月18日（水） 午後2時00分～午後3時13分

2 場 所：千葉市役所 議会棟 3階 第3委員会室

3 出席者：（委員）

宇留間会長、萱野副会長、佐藤委員、飯沼委員、大道委員、麻生委員、山本委員、
黒宮委員、小川委員、野本委員、畑中委員、富田委員、石井委員

（事務局）

高橋水道局長、中村水道局次長、林水道総務課長、鈴木水道事業事務所長、
吉野水道事業事務所長補佐、布施水道総務課長補佐、渡邊水道事業事務所主査、
鵜之沢水道総務課主査、糸久水道総務課主査補

4 傍聴人：なし

5 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 消費税率（国・地方）の引上げに伴う水道料金等への転嫁について
- (3) 千葉市水道事業経営計画の進捗状況について
- (4) その他

6 議事の概要

- (1) 会長及び副会長の選出について
委員の互選により、宇留間委員が会長に、萱野委員が副会長に選任された。
- (2) 消費税率（国・地方）の引上げに伴う水道料金等への転嫁について
事務局から消費税率（国・地方）の引上げに伴う水道料金等への転嫁について説明の後、質疑応答が行われた。
- (3) 千葉市水道事業経営計画の進捗状況について
事務局から千葉市水道事業経営計画の進捗状況について説明の後、質疑応答が行われた。
- (4) その他
事務局から、利根川水系取水制限について説明の後、その他の事項に関する質疑応答が行われた。
事務局から、本会議の議事録を作成し公開する旨の説明がされた。

7 会議経過

(1) 開 会

水道局長挨拶

委員紹介、事務局職員紹介

水道事業運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会議成立を報告

(2) 議 事

【水道総務課長補佐】 それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)「会長及び副会長の選出について」でございますが、選出方法は、水道事業運営協議会設置要綱第3条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、会長が互選されるまでの間、仮議長を高橋水道局長とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【水道総務課長補佐】 異議がないようでございますので、高橋水道局長を仮議長として議事を進行させていただきます。

では、局長、お願いいたします。

【水道局長】 それでは、自席で失礼させていただきます。会長が選出されているまでの間、仮議長を務めさせていただきます。座って進行させていただきます。

議題(1)の「会長及び副会長の選出について」でございますが、会長の選出につきましては、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

萱野委員。

【萱野委員】 今まで市議会議長さんが会長に選出されているということですので、議長さんであります宇留間委員さんをお願いしたらいかがでしょうか。

【水道局長】 ただいま、宇留間委員というご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【水道局長】 異議がないようですので、宇留間委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、宇留間委員に席をお移りいただきまして就任のご挨拶をいただき、その後の議事の進行をお願いしたいと存じます。

議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(宇留間委員、会長席に着席)

【宇留間会長】 ただいま、会長にご推挙いただきました千葉市議会議長の宇留間又衛門でござ

ございます。

さて、今年の夏は、千葉県を含む関東地方でダムの貯水率が低下したため、取水制限が行われました。今回の取水制限では幸いにも市民生活に支障はありませんでしたが、改めて水道の大切さを認識したところであります。水道は、市民の生活を営む上で欠くことのできない重要なものであり、将来にわたり継続をしていく必要があります。本日は、委員の皆様のご協力を得ながら本協議会を円滑に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、私からの就任のご挨拶です。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、副会長の選出についてでございます。副会長も委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

畑中委員。

【畑中委員】 萱野委員にお願いしたらいかがでしょうか。

【宇留間会長】 ただいま、萱野委員というご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宇留間会長】 異議がないようですので、萱野委員に副会長をお願いいたします。

それでは、どうぞ席に移ってご挨拶をお願いいたします。

(萱野委員、副会長席に着席)

【萱野副会長】 ただいま、副会長に推挙していただきました高津戸町内会の萱野と申します。不慣れではございますが、地区を代表する委員として会長を補佐し、本会議が円滑に進められるよう努力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【宇留間会長】 ありがとうございます。

それでは、議題(2)の「消費税率(国・地方)の引上げに伴う水道料金等への転嫁について」を、事務局から説明をお願いいたします。

課長。

【水道総務課長】 水道総務課長の林でございます。議題(2)消費税率の引き上げに伴う水道料金等への転嫁につきまして、ご報告させていただきます。おそれ入りますが、座って説明させていただきます。

説明は、お手元に配付の資料1により説明させていただきますので、おそれ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1の概要ですが、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上がること

に伴い、水道料金等に転嫁する税率を改めるものでございます。

2の改正内容でございますが、水道料金と給水申込納付金の税率を5%から8%に改めるものでございます。一般家庭への影響額でございますが、水道料金ではメーターの口径が20ミリで月当たり20立方メートルを使用した場合、改正前の税込みで3,100円のところを、改正後は3,190円で、影響額は90円となります。また、給水申込納付金では20ミリの水道メーターを新設した場合、改正前の税込みで28万3,500円のところを、改正後は29万1,600円で、影響額は8,100円となります。

3の施行期日は、平成26年4月1日からとなります。

4の経過措置でございますが、税率引き上げに伴う経過措置として、例に示すとおり、旧税率を適用する措置を設けております。この経過措置につきましては、法律に基づくものでございまして、施行日の平成26年4月1日以前から継続して給水している場合、①の施行日から4月30日までの間に料金が確定する場合、または②の4月30日後に初めて料金が確定したもののうち一定部分につきましては、旧税率が適用されることとなるものです。

次ページをお願いいたします。5の今後のスケジュールでございますが、12月下旬にホームページに、平成26年2月に市政だよりに掲載し広報するとともに、2月と3月の検針票におきまして改正内容を記載したものを利用者に配布いたします。

なお、参考は、使用水量別の水道料金に対する消費税の影響額でございます。

説明は以上でございます。

【宇留間会長】 ただいま、事務局からの説明について、質問や意見がございましたらお願いいたします。

野本委員。

【野本委員】 消費税増税分の転嫁については、先に閉会した市議会で賛成多数で決まりましたので、執行されることになるわけでございます。ただ、私ども日本共産党市議団としては、一つ一つの転嫁は小さくとも全部集まると大きくなるし、消費税率3%上乘せだけで1人当たり6万2,000円も増税されるということを考えると、これは今回見送って、4月の増税はやめるべきではないのかという主張をし、本改定には賛成しなかったことについて、今日議員以外の皆さんもいらっしゃるので発言させていただきます。

以上でございます。

【宇留間会長】 ほかに、ございませんか。

ほかに質疑がございませんようで、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議題（3）「千葉市水道事業経営計画の進捗状況について」、事務局から説明させていただきます。

水道総務課長。

【水道総務課長】 水道総務課長の林でございます。議題（3）千葉市水道事業経営計画の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。おそれ入りますが、座らせていただきます。

説明は、お手元に配付の資料2により説明させていただきます。おそれ入りますが、資料2の1ページをお開きください。

初めに、最上段の四角枠のとおり、二重四角枠は平成25年11月までの進捗状況を示しております。それ以外は、水道事業経営計画の内容をそのまま記載しております。

それでは、計画内容から簡略に説明させていただきます。

まず、千葉市水道についてですが、行政区域内の全域が給水区域に設定され、千葉県水道局、千葉市水道局、四街道市建設水道部によりまして、93万2,000人に給水されております。このうち千葉市水道局は、図面の青い部分で若葉区と緑区の一部を給水区域とし、平成24年度末で約4万7,000人に給水しております。また、普及率は82.0%となっております。

次に、2ページの1の計画策定の趣旨でございますが、この経営計画は、水道事業が目指すべき基本的な方向性を明らかにし、将来を見据えた事業経営を行うために策定したものでございます。

次に、2の期間でございますが、平成23年度から平成27年度までの5年間でございます。

次に、3の現状及び課題でございますが、安定給水を継続するため、設備の更新や送・配水管の更新を行うことが不可欠な状況となっているほか、井戸水に依存する地域が存在するため、配水管の整備を引き続き進めていく必要や、取得した水源の新たな活用方策を検討する必要があります。

次に、4の経営の指針でございますが、安定した給水を確保するため、設備の更新や送・配水管の更新を進めつつ配水管を整備し、また収入の根幹である水道料金の高い収納率を維持し、効率的な組織体制の整備などを進めていくほか、水源の新たな活用方策につきまして関係機関と協議してまいります。

3ページをお願いいたします。5の取組概要の取組項目は3つの項目から構成されております。(1)の改良事業の推進から(2)の第3次拡張事業の推進の9ページまでにつきましては、後ほど水道事業事務所長より説明させていただきます。

おそれ入りますが、10ページをお願いいたします。取組項目の3つ目といたしまして、(3)

の経営効率化の推進でございますが、上下水道料金徴収の一元化を平成 24 年度に行うとともに、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とするための組織体制を構築していくほか、受水費の削減を図るための方策など収支改善策を検討してまいります。

下の二重四角枠をご覧ください。まず、平成 24 年度から行っております上下水道料金徴収の一元化では、納入通知書の郵送料や口座振替手数料が 2 分の 1 となり、取扱金融機関が 11 行から 23 行に増加しました。また、コンビニエンスストアでの納付も可能となり、利用者の利便性が向上いたしました。

組織体制の構築におきましては、平成 24 年度から水道局長を建設局次長が併任したことにより、人件費の削減が図れ、今年度から水道局次長を新設し体制の強化を図りました。

施設管理の見直しにおきましては、ポンプ運転の効率的な運用による動力費の削減、電気一括調達による電気料金の削減、電話回線契約の見直しによる通信料の削減に努めました。

次に、11 ページをお願いいたします。6 の収支見込みでございます。収支は、収益的収支と資本的収支に分かれております。収益的収支は事業の管理・運営などの経営活動に伴って発生する収支を、資本的収支は施設の建設、改良などに関する収支を見込んだものでございます。

まず、(1) の収益的収支ですが、配水管の整備推進に伴い新たな水道加入者が増えることから、料金収入が増加し、費用においても水道使用量が増えることから受水費が増加する見込みです。この収支見込みに対する平成 25 年度の予算額ですが、下の表の二重四角枠をご覧ください。

左の枠に収益的収支の予算概要を、右の枠に平成 25 年度の計画額と予算額を比較しております。収益的収支では支出が計画額 19 億 8,800 万円に対し予算額は 19 億 1,800 万円で、7,000 万円の減が見込まれます。主な要因は、受水費等の減によるものです。この支出の減に伴いまして、一般会計補助金の減が見込まれます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。次に、(2) の資本的収支ですが、設備や送・配水管の更新と併せて配水管整備に取り組んでいくことから、平成 26 年度までは建設改良費が増加し、平成 27 年度には水源取得の一部が償還し終えることから、建設改良費が減少する見込みです。一方、企業債償還金は、水源取得のために借り入れた企業債に係る元金を償還していくことから、増加する見込みでございます。

この収支見込みに対する平成 25 年度の予算額ですが、下の表の二重四角枠をごらんください。資本的収支では、支出が計画額 28 億 3,800 万円に対し予算額 21 億 9,000 万円で、6 億 4,800 万円の減が見込まれます。要因は建設改良費の減によるもので、この支出に伴い企業債等も減

が見込まれるところでございます。

以上、収支見込みでは経営計画の範囲内での収支となっております。

私からの説明は以上でございます。

【宇留間会長】 水道事業事務所長。

【水道事業事務所長】 水道事業事務所の鈴木でございます。座って説明させていただきます。

おそれ入りますが、3ページをお願いします。5の取組概要につきまして説明させていただきます。

最初に、(1)改良事業の推進ですが、機械・電気設備の更新に加え、基幹管路の更新と併せて耐震化も図り、水道水の安定給水を確実なものとし、投資の効率化に意を用い事業を実施します。

具体的な事業内容として、平成25年度の設備更新ですが、耐用年数を迎える平川浄水場の中央監視設備及び遠方監視設備の更新のほか、機能増設を平成24年度から26年度までの3箇年、継続事業で実施しているものです。工事名は平川浄水場中央監視設備更新工事で、契約金額は3箇年で3億6,707万5,800円です。

4ページをお願いいたします。これが中央監視設備の監視概略図です。平川浄水場の中央監視制御を中心に、各浄水場を専用回線で接続し一元的に管理しているものです。この中央監視により、各浄水場へ個別に職員を配置することなく、一元的に管理することが可能となっております。

5ページをお願いいたします。上の写真は、平川浄水場の設備更新前の中央監視室です。写真中央にあるブラウン管のモニターで各浄水場の監視を行っています。下の写真は、新しい伝送装置と監視モニターの更新中の写真でございます。

おそれ入りますが、3ページにお戻りください。次に、送・配水管の更新ですが、現在、千葉県水道局誉田給水場から平川浄水場の送水管、口径350ミリが設置後38年を経過し、耐用年数を迎えるため、耐震化及び安定給水を図るため、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に耐震化による送水管を布設し2系統化することにより、供給水源の確保を図るための工事を実施しております。工事名は送水管布設工事で、契約金額は1億2,348万円。工事期間は、平成25年9月26日から平成26年3月18日です。

6ページをお願いいたします。送・配水管の更新における位置図でございます。この図の左側にある大野台送水ポンプ場から上側にある平川浄水場までの送水管工事で、中央の赤い実線が平成25年度の工事区間です。

次に7ページをお願いいたします。取組項目の2つ目として、(2)第3次拡張事業の推進ですが、住民の生活環境の改善等を図るため配水管を整備し、未給水区域を解消する事業を実施します。

まず、大広町への配水管整備ですが、平成23年度から平成25年度までの計画で、総延長4,330メートルのうち990メートルの配水管整備を実施しております。工事名が配水管布設工事(25-1工区)。契約金額が3,034万5,000円。工期が平成25年8月14日から平成26年1月10日です。

おそれ入りますが、8ページをご覧ください。大広町への配水管布設工事(25-1工区)の工事位置図で、青の破線の箇所が今年度工事区間で、この工事が終了することにより平成26年度から給水し、その後舗装の本復旧を行います。

おそれ入りますが、7ページにお戻りください。平成26年度から御殿町への配水管布設のための業務委託を実施しており、①の委託名が配水管布設実施設計業務委託、契約金額が680万2,950円、委託期間が平成25年10月5日から平成26年3月25日です。②の委託名が配水管布設実施設計に伴う測量委託、契約金額が654万1,500円、委託期間が平成25年10月2日から平成26年3月25日です。

おそれ入りますが、9ページをお願いいたします。若葉区(泉地区)の配水管整備位置図です。青色の部分が整備済みの区間で、黄色の部分が整備中の区域となっており、図の下側の黄色は今年度配水管工事が終了する大広町、上側が工事をこれから実施していく御殿町となっております。

説明は以上でございます。

【宇留間会長】 ただいまの事務局からの説明について、質問や意見がございましたらお願いをいたします。

山本委員。

【山本委員】 では、お伺いいたします。第3次拡張事業推進の中で配水管の布設実施設計業務委託と測量業務委託が2つに分けられているのですが、業者さんは、これを分けている理由というのは、一体でやるほうが良いと思うんです。どういうふうな形で決まっていたのか、ちょっとその推移についてお伺いしたいのと、もう一点、10ページの施設管理の見直しで、動力費の削減、電気料金の削減、通信料の削減とあるのですが、その額がわからないので、ちょっと教えていただけますでしょうか。

以上2点です。

【宇留間会長】 局長。

【水道局長】 2つに分けた理由ですが、やはり専門業者にお願いするという視点、それから市内業者育成の観点からも、2つの業種に分けて発注しております。

【宇留間会長】 所長。

【水道事業事務所長】 動力費を削減したのは、平成22年、23年、24年とやっておるわけですが、一番大きいのが22年にやった380万円ぐらいの削減が区域の見直しによって出ております。あと、電気料金一括では7万5,000円程度の減額。これは平成24年度。あと通信料ですが、6万1,740円。これは、アナログから光回線に変えることによって節約できるということによっております。

【宇留間会長】 山本委員。

【山本委員】 私、一応委員といたしまして、水道事業が適切に運営されているかをチェックをするための質問ですので、余り事細かに言うつもりはなかったのですが、1つは最初のこと、市内業者の育成の観点はわかりますし、専門業者というのはわかるのですが、この期間が10月5日から3月25日で、下は10月2日から3月25日ですよね。委託名の2番目は、いわゆる実施設計に伴う測量業務委託ですよね。そうすると、実施設計があってから測量に入るということから考えると、この期間の設定が、終わりは一緒なのに始まりがちょっと違う。その辺の理由がもしわかれば教えていただきたいのと、もう一つの先ほど10ページの経営効率化ということですが、水道事業の会計の中の全部の総額に比べると、この380万円とか7万5,000円とか6万1,000円とかを考えてみると、もちろん削減した努力は認めたいと思いますけれども、改めてここに載せてきた施設管理の見直しとしては、もうちょっと削減を期待したのがいけなかったのかもしれませんが、そこについてこういうものなのかという、細かなことを聞くわけではないのですが、ご見解といたしまして、できることの中ではやっぱりこの項目が主立ったものだという理解でよろしいのかどうか、ということでお伺いしたいと思います。

以上です。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 最初の設計と測量の工期が一緒ということでございますが、あくまでも供給する相手がありますので、相手のお宅のいわゆる玄関のところなのか、車庫なのかということは、最終的に決まらないと設計ができないということで、その辺の調整をするために、測量会社には申しわけないのですが、最終的な確認をするために、測量会社の方を長くとらせてもらって

いるというのが実情でございます。今後、できるだけ期間の点については検討していきたいと思えます。

【山本委員】 はい、わかりました。

【水道局長】 それから、水道の経営のところですが、水道事業はこれまでも運転管理とか民間委託をして、様々な経営努力をしているところですが、その中でもできるだけ改善をしたいという気持ちがございます、できるものはやっという視点で、金額はわずかですが、取り組んでいるという気持ちを出させていただきました。

【山本委員】 ご努力は十分理解いたしましたので、ありがとうございます。

【宇留間会長】 ほかにございませんか。

黒宮委員。

【黒宮委員】 それでは、私1点だけお伺いします。2ページに経営指針が示されておりまして、今、山本委員からお話があったとおり、徴収料の維持とか業務の見直し、効率的な組織体制等のご報告もされたところですが、この水源の新たな活用方策の可能性について、ちょっとお伺いしたい。1点だけです。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 水源につきましては、現在のところ活用できていないという状況がございます、具体的には県水の浄水場、今、柏井浄水場のほうに加工委託ということで、具体的に示さないとわからないのですが、水源は霞ヶ浦にあります。そこから1つは福増の方に持っていくのが今の計画ですが、一部柏井浄水場でその水源を使ってもらって浄水加工をしてもらおうというような検討をしております、その辺を県にいろいろ打診しているところですが、なかなかうまくいかないというもがございます。過去に房総導水路沿線の九十九里用水供給事業体に、水源を活用してもらって浄水加工していただくというような問い合わせをしたのですが、うまくいっていない状況がありまして、そういう様々なところで、せっかくあるものを使っという方策を考えているところでございます。

【宇留間会長】 黒宮委員。

【黒宮委員】 細かい細部にわたって今まで努力なさっているのはわかりますけれども、今のお話のような新たなこうした活用が今後大事だと思いますので、しっかり検討していただきまして、この辺を進めていただくようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【宇留間会長】 ほかに。

小川委員。

【小川委員】 様々な努力をされていると、心から敬意を表させていただきます。何とかある程度収支のバランスをとっていくためには、もう一つ、徴収率ということもそうですけれども、接続率の向上というのがあると思います。これから大広とかそっちのほうへ行くと、本管からの距離が多いと自己負担が増えてくる。ますます接続したいという意欲が下がってきてしまいますけれども、今後、接続率向上に向けてどのようなことを考えているか。これが1点。

それから、やはり我々としては、今言ったとおり、もともと霞ヶ浦導水路のほうから水源を持ってきている、独自水源を持っていないという関係で、どうしても言い値でというわけではないですけど、水源の部分でもお金がかかってくる。ここを圧縮することが、やはり我々の水道事業の健全化を図っていく上には非常に重要な視点だと思うのですが、そういった部分の県との話し合いというのはどのような感じでされているのか、お伺いします。

以上2点です。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 まず、水源の関係につきましては、前々回の協議会の中でもご議論いただきましたとおり、霞ヶ浦導水事業に対する負担について今撤退を表明しているということで、それにかかわる経費の節減をお願いしているところでございます。ただ、撤退表明しているわけですが、まだ国交省のほうからは具体的に了解をいただいたという回答は得ていませんが、そういうような、できるだけ経費の削減に取り組んでいるところでございます。

それから、接続率の向上については、おっしゃるとおり、せっかく本管を引いてもつなげないというような形がございまして、できるだけ事前に説明をして、ある程度準備を整えてくださいという、今年やって来年接続というのは難しいでしょうから、これまでもできるだけ早く地元に入って、水道をできるだけ使ってくださいというようなお願いをしております。それと、あと各戸に説明会を開いて、使ってくださいというお願いをしているところです。今後ともせっかく整備したものを有効活用するように、住民の皆様にPRしていきたいと思っております。

【宇留間会長】 小川委員。

【小川委員】 ありがとうございます。先ほど山本委員もおっしゃったとおり、細かいところで削っていくという作業も大事ですけれども、やはり一番大きな、大もとのところをどう見直していくかということが、水道事業の中では一番肝心のだろうなと思っています。特に未接続の方々が、何と言ってもやはりお金がかかる話ですし、敷地も大きいので、宅内配管だけ

でもお金がかかる中で、今の水道水について使うといっても、それでもなかなかやっぱりお金がかかる中で、もう少し親身になっていろいろ相談に乗っていきながら、もう少しインセンティブが働く仕組みというものを考えていただきたいなと思いますし、引き続き国のほうとも協議していただいて、ぜひ今後さらなる経費がかからないような仕組みの中で水道事業の運営をしていただければ幸いです。

以上であります。

【宇留間会長】 麻生委員。

【麻生委員】 私も、皆さんの意見と大体同じで、これは前のときにも言わせていただいたのですが、実際に引きたくても自己負担が大きくて引けないという部分と、震災以降、井戸水が放射能汚染も含めてすごく心配だという意見が当時出ましたので、なるべく早く水道に切りかえていくという意味では、自己負担をもうちょっと軽減していかないとなかなか普及していかない部分がございますので、そこは要望として、個人の方の負担軽減をぜひよろしくお願いしたいと思います。

【宇留間会長】 ほかに。

野本委員。

【野本委員】 議員ばかり続いてすみません。

昨年の協議会で、この水道の抱えている基本的な問題について少し質問させていただいたのですが、改善がされているかどうかということも含めてお聞きしたいと思います。

最初に、1立方メートル当たりの給水原価と供給単価は幾らで、去年と変わっておりますかどうか。

【宇留間会長】 林課長。

【水道総務課長】 税抜きで金額でございますが、給水原価が403.25円でございます。供給単価が202.30円でございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 403円で買って202円で給水するわけですから、赤字が出るわけですが、24年度の収益的収支に対して一般会計からの繰り入れを受けた額はどのくらいでしょうか。

【宇留間会長】 総務課長。

【水道総務課長】 平成24年度の一般会計からの繰入額でございますが、8億3,500万円でございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 千葉市水道は、昭和44年度、土気との合併において千葉市が水道を運営するようになってきたわけでありましてけれども、それから今日までの一般会計から繰り入れた総額は幾らになりますか。

【宇留間会長】 総務課長。

【水道総務課長】 昭和44年度からの土気町との合併以後の44年間でございますが、トータルで211億400万円でございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 買った値段の半分で売るわけですから、毎年赤字が出ていくわけですよ。それが211億ということで、これからも減る見込みはないわけですよ。これは大変なことであって、この解決をどこかで図らないと、千葉市の水道事業は破綻してしまうと思うんです。しかし、この千葉市水道の給水を受けている皆さんも県営水道の給水を受けている皆さんも千葉市民ですから、料金は全く同じじゃなきゃだめですよ、絶対ね。料金を上げることは絶対だめですよ。それで解決していくという問題なんですけど、それについて真剣に考えなきゃいけないなと思います。

それから、もう一つは、公営企業会計では施設などを整備するために企業債を起こして国などから資金を借り入れておりますけど、24年度末の未償還残高、返さなければいけない残高というのはどのくらいになりますか。

【宇留間会長】 総務課長。

【水道総務課長】 平成24年度決算を終えた後の企業債の未償還残高でございますが、約200億4,900万円でございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 これも大変な額ですが、211と200を両方合わせると、借金と償還額、借金ですかね。それからもう一つは赤字ですよ。借金と赤字を合わせた総額というのは、どのくらいになりますか。

【宇留間会長】 総務課長。

【水道総務課長】 合計で約411億5,300万円となります。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 両方合わせると411億ということで、これだけの負債を抱えて事業をやるわけですから、大変なことですよ。通常だったらもう破綻ですけども、でも水道は給水しなきゃいけないから、やらなきゃいけない。でも、これは改善を図っていかねばいけないので

はないかと思うんですね。

そうした場合に、何が問題だったのかということ、原因ですけれども、1つは計画給水人口、計画水量、これは厚生労働省に認可申請するときには1次拡張、2次拡張、3次拡張、そのときに市が出すわけですよ。それと実際の張りついた人口、あるいは給水している給水量、これは相当乖離があると思いますけど、この辺はいかがですか。

【宇留間会長】 所長。

【水道事業事務所長】 平成15年の認可計画では給水人口7万8,100人、1日最大給水量は3万3,700立方メートルとなっております。平成24年度末では人口4万6,834人、1日最大給水量は1万5,235立方メートルです。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 そうしますと、7万8,000人を予定していたのに4万6,000人何がしですから、3万1,000人計画人口より給水人口が少ないわけですね。今、土気の地域と若葉区であと3万1,000人増える見込みというのはあるんですか。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 平成21年度に見直ししておりますが、そのときの推計では5万900人、1万9,500立方メートルということで、7万8,000人にはいきません。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 いかないですね。土気地域だって開発は目いっぱいでしょうし、あすみが丘も当初予定では少なかった。若葉区は、調整区域ですから人口は増えませんよね。だから、そういう過大な人口見積もりと、それから給水の水量でも、最大水量が半分以下しか伸びていない。人口にしても給水量にしても、かなり過大な見積もりでなければ厚生労働省が認可をおろさなかったという原因もあるのでしょうか。だから、そのために過大な見積もりに従って投資をしてきた結果、原水確保とかいろいろやってきた結果、赤字という借金が増えていく。こういうこともある。だから、千葉市水道の抱えている借金であるとか赤字を解消していく一つとしては、この過大見積もりをやはりちゃんと是正して、ぜい肉はとらないといけないということがあると思います。局長、その辺はいかがですか。イエスカノーかで結構です。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 確かに認可当時、平成15年ですか、その時点では千葉市の人口推計に基づいて現在の認可計画をつくってございます。ですから、当時としては若葉区、土気地区が人口的には伸びるだろうという考えで計画したものでありますが、現在の状況ですとなかなかそうい

う状況になっておりませんので、今後適切に事業推計を改めてしていかなければいけないという状況でございます。直ちにというわけにはいきませんので、やはり千葉市全体の将来推計が出た段階で、千葉市全体の整合を合わせながら、やはり将来推計をしていかなければいけないだろうと。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、霞ヶ浦導水につきましては、いち早くその分については撤退を表明しているところでございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 それがもう遅きに失したような気もするのですが、今後そういうぜい肉をとっていくという問題と、それからもう一つ、原水を有効に活用するという問題とあわせて、やはり千葉市だけでは解決できない問題があるわけですね。千葉県が県全体の水道事業についていろいろ考えて提案していて、遅々として進まないけど、その辺がどういうふうになっているかということと、先ほどもあったように、せつかく確保した原水を加工してもらうことも含めて、千葉県に対してかなりきちっと要求していくことが大事ではないかと思えます。

土気合併のときに、当時の宮内市長は、ちゃんと県に水道をやってくれと話をしたはずですよ。ところが、県はそれ拒否したんでしょう。そういう経過があるわけでしょう。これは、本当にそのときもっと頑張っていればこんなことにならなかったんだけど。だから、今やっぱり時代も変わってきているわけだから、改めて県に対して、水道事業に対して県も責任を持っていくということと、市がお願いしている原水の確保とかそういうものをきちっとやって、供給単価が安くなるようにすることについて、その辺の見通しはいかがでしょうか。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 現在、千葉県では千葉県内に幾つかの水道事業者がございます。その事業者を一括して県水として経営をしていこうということで考えておりまして、現在リーディングケースとしまして、九十九里地域と南房総地域の水道用水供給事業者と県水が経営統合しようということで、県がリーダーシップをとって進めているところです。この取り組みについては平成19年から進めておりますが、県に確認したところ、現在まだ各自治体の意見を聞いているという状況で、具体的な進展は進んでいないと聞いております。当然その中には千葉市の水道事業経営をどうするかという議論も入っております。

いろいろ機会あるごとに県への申し入れをし、その中では、まず現在、県から水道水を買っているわけですが、その単価をできるだけ安くしてくれないかというお願いはしているところです。そのように言っているところですけど、なかなか「はい」という返事は伺ってなく、厳

しい状況にあると思いますが、機会あるごとに、まず単価を安くしていただきたいというようお願いとか、水源を分水ではなく浄水加工ということをお願いできないかということ、年間通じてお願いをしているところでございます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 わかりました。苦勞していると思いますけど、そういうことはもっと市長が先頭に立って県と交渉したりして、赤字と借金と合わせて411億もあるような水道局、年間予算の何倍ですかね。大変なことですから、もっと本気になって取り組んでもらいたいなど。我々議会も努力していきたいと思います。

次に、7ページです。7ページに大広町と野呂町、御殿町の計画が出ております。大広町は順調に進んでいるようでありますけれども、去年も聞きましたが、1戸当たりの工事費は幾らになりましたか。多少は軽減されましたでしょうか。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 平成26年度の舗装工事を含めた工事費は、大広町で1戸当たり941万8,000円となります。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 農村地域ということで1戸当たり941万円ですか。それで年間水道料金としていただけるのは1軒当たりどの位なんですか。漠とした数字でいいですよ、おおよそでいいです。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 128万程度となると思われます。

【野本委員】 1戸当たりが128万円も水道料金を払うんですか。そんなことないでしょう。そんなばかな話ないでしょう。

【水道事業事務所長】 6万1,000円ぐらいです。

【野本委員】 ですよ。だから、900万円の投資をペイするには、何十年だか100年ぐらいかかるわけですよ。そのくらい大変な工事が今は残っている。だから、接続率を高めるということも大変大事だけど、高めるために相当投資が必要になってくるという悪循環がありますよね。その辺についてはあるけれども、政令市の千葉市が未給水地域があるなんていうのはやはり問題だというわけで、これはしっかりやらなきゃいかんと思うのです。今後、この表を見ると御殿町というのがありますけど、これは設計は27年で、実際に供給できるにはどのくらいになるんですか。おおよそ結構ですよ。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 平成30年頃を予定しております。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 どうも。そろそろ締めますけど、この大広町、御殿町、小間子町というところは、本管を引くのに硝酸性窒素や亜硝酸性窒素の汚染率が高いもので、本管の接続費用というのは全部水道局持ちでしたよね。地元負担がたしかなかったですよね。あるいは軽減されましたね。

【水道事業事務所長】 はい。

【野本委員】 だけど、この御殿、大広、小間子以外は、全部リクエストすると2分の1地元が負担しなければいけないわけですか。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 20メートル要綱というのがございまして、20メートルを超えた分の半分、4分の1程度が個人負担となるかと思えます。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 実際に引いても井戸水があるから、1つぐらいしか蛇口を引かないというのが多いようですけれども、それにしても4分の1本管負担があればなかなか進まない。同じ泉地域で窒素関係の汚染とか地下水の汚染は、汚染した濃度の違いはあるけれども、みんな汚染されているんですよ。だから、やっぱり本管工事は大広、御殿、小間子と同じように、未給水地域は全部環境局の補助制度を使って地元負担がなくなるようにすれば、さっき小川委員が言われた接続率とかそういうものも高くなるのではないかと思います。その辺は、大いにひとつ環境局とも折衝してやっていただきたいなと思えますけど、局長、いかがでしょうか。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 環境局との今の調整は、これまで亜硝酸性窒素などの地下水汚染がされたところについては、地域、いわゆる区域で指定してございました。ですから、大広、御殿等については、地域全体での負担割合ということになるのですが、現在、環境のほうの制度が変わっております。地域ではなくて箇所、いわゆる汚染された井戸が対象だというような制度改正がございまして、これまでのように全体把握をするのが非常に厳しい状況にはなってきていると思います。そういう意見があったということは、環境局のほうには申し伝えたいと思いますが、現状ではなかなか地域指定ができない状況にあるそうです。

以上です。

【宇留間会長】 野本委員。

【野本委員】 では最後ですけれども、去年の協議会のときに、当時は小川さんがそこに座っていたのではないかと思います、水道局はこれだけの赤字と借金を抱えて、1軒引くのに1,000万円近くもかかるようなすごい工事していて、しかも今給水している皆さんには、安定的に千葉市民みんな同じ値段で供給しなければいけないという非常に大事な事業をしている。そういう水道運営協議会が年1回しか開かないで、ありきたりと言ったら失礼ですけど、いつも同じような報告をして終わっていたのでは、この問題の解決はできないだろうということで、もっと回数を増やして、ちゃんと本格的に取り組もうよという提案をしましたが、相変わらず今年も1回で、しかも年末の押し詰まった中でやるというようなこと。そういうことでは、これは本気度というものが問われるのではないかと思います。あのとき、たしか小川さんがここへ座っていて、もうちょっとやらなきゃいけないと言ったような気もしたんですけど、会長が悪かったのか、水道局が悪かったのか知らないけれども、もうちょっとこれは真剣に取り組まないといけない問題である。年に1回、形式的にやっていたのでは解決できないのではないかと思いますけど、そのことについて局長にご答弁いただいて、終わりにします。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 できるだけ情報を公開するという点で、可能な限り議題を設けてやっているところでございます。経営については、今、平成23年から27年までの経営計画の中で進めてございます。そういう中で、また様々な議題について私どもで提案する事業がございましたら、回数についてもちょっと増やすことも考えると思います。あとは委員の皆様からこういうものを議題にしたらどうだというのがございましたら、また検討させていただきますが、当面一番大きな将来的な推計については、現在、水道局としても危機感を持って取り組み始めているところでございます。28年からの経営計画に向けては、様々なご議論を伺わなければいけないと思いますので、そういうところを含めて今後検討させていただきたいと思います。

【宇留間会長】 ほかに。ございませんか。

飯沼委員。

【飯沼委員】 3ページに関連してちょっと伺います。改良事業の推進というところに表がありますね。これは今さらお伺いするのはちょっと変なんですけど、確認という意味でお聞きいただきたいと思います。送・配水管の布設工事で各年度そこへ事業規模が上がっています。これに関連してですけれども、布設後40年以上経過した送・配水管はここの中には当然含まれていないわけですね。含まれていないというか、ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 今、県水道局の誉田給水場から平川浄水場まで来る間が38年を経過しておりまして、40年が耐用年数なのですが、それに向けて今やっている最中ですので、基本的には今のところ40年を迎える管はありますけれども、迎えた管はまだないということになります。

【宇留間会長】 飯沼委員。

【飯沼委員】 要するに、40年以上経過しているものはないということですね。

【水道事業事務所長】 はい。

【飯沼委員】 ということは、高度成長期に大分布設されたのだと思いますが、それらについても全て更新されているというふうに理解していいわけですね。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 昔、石綿管とかという管がありましたけれども、そういうものは全てもう取り替えてございます。あと、鉛給水という各家庭に送るやつを昔は鉛給水管というのを使っていましたけれども、全部新しいポリエチレン管に替えまして、害のないように、昔の管は取り替えているという状況でございます。

【宇留間会長】 飯沼委員。

【飯沼委員】 もう一つよろしいですか。実態面で一つ伺いたいのは、市民の家庭から、どうも錆ついた赤い水が出るとか、あるいは濁った水が出るので調べてほしいという連絡等については、年間どの位の件数があるのでしょうか。

【宇留間会長】 事務所長。

【水道事業事務所長】 年間、多分1～2件だと思います。

【飯沼委員】 そんなに少ないんですね。

【水道事業事務所長】 はい。

【飯沼委員】 そうすると、当然のことながら、配水管が原因でそれを解消しなければいけないとかという問題は、全くないというふうに理解してよろしいですか。

【水道事業事務所長】 そうですね、今はまだ大丈夫というところでございます。

【飯沼委員】 はい、わかりました。

【宇留間会長】 ほかにございませんか。

ないようですので、次に移ります。議題の4「その他」について、事務局から説明願います。
水道事務所長。

【水道事業事務所長】 それでは、議題4「その他」についてご説明します。説明は、お手元配付資料3でご説明しますので、資料3をご覧ください。

先ほど会長の挨拶にもございました利根川水系取水制限について、報告するものです。

1の概要ですが、梅雨及び夏期の少雨、夏の猛暑による影響により、利根川水系のダム貯水率が過去20年間で最悪だった平成6年、平成8年に次ぐ3番目の量となり、国土交通省関東地方整備局は、利根川流域の6都県などで行く利根川水系渇水対策連絡協議会を開催し、利根川系8ダムから取水している地域へ10%の取水制限が出されました。千葉市は、渇水対策本部を設置し、水道局も同時に千葉市水道局給水制限対策本部を設置して、以下の対応を実施しました。

2の取水（給水）制限期間及び制限割合ですが、（1）取水制限期間は、平成25年7月24日9時から平成25年9月18日13時まで。（2）の取水制限割合は、取水制限10%、給水制限5%でございました。

当局の取り組みは、（1）で節水PR活動として、懸垂幕を土気市民センター、あすみが丘プラザ、土気駅第1、第2駐輪場及び平川浄水場に設置し、公用車による広報はあすみが丘全域、あすみが丘東全域、土気町、大野台、越智町、大木戸町他に行いました。（2）土気地区4,500世帯に2%の減圧調整を行い、使用量の抑制を行いました。なお、これに伴う市民生活の影響はございませんでした。

説明は以上でございます。

【宇留間会長】 ただいまの事務局からの説明について、質問、意見がございましたらお願いをいたします。

黒宮委員。

【黒宮委員】 これは取水制限ではないのですけれども、その他ということなので。

冒頭、局長のほうから市職員の交通事故に対する謝罪、または反省の弁が述べられておりましたけれども、確認のために、遺族に対する水道局の対応というのはどんなものであったかを聞きたいことと、当然これはなされていると思いますけれども、市職員全体への周知徹底はどのようになされたか、それについて確認のためお伺いしたいと思います。

【宇留間会長】 水道局長。

【水道局長】 ご遺族への謝罪ですけれども、事件当日、まず被害者の方が特定できませんでしたので、私を含めてマスコミを通じてまずお詫びとお悔やみを申し上げさせていただきました。個人情報関係があつて、なかなか警察の方もお名前を教えていただけないということで、

12月2日になり葬儀の日程がわかりましたので、通夜式にお伺いしましたけれども、ご遺族にはちょっと面会できない状態でした。後日12日になりましてご遺族の代表の方がわかりましたので、私と所長でご自宅に伺いまして、お詫びとお悔やみを申し上げさせていただきました。現在のところ、ご遺族からの千葉市への問い合わせは今のところ来ておりません。

それから、周知の方法ですが、新聞報道でも11月に私が直接指導しましたし、その週の日にも所長から、飲酒運転はするなという注意を喚起したところですが、残念ながら事故は起きてしまいました。

事故後の対応ですけれども、私自ら所のほうに行きまして、全職員に対して飲酒運転するな、させるな、それからその他の綱紀保持について徹底を図り、なおかつ、職員自らに、言ってもわからない状態がありましたので、私の言ったことが何であったかということを確認をさせたというようなことで、周知徹底を図っております。

それから、市全体としては、市長自ら緊急にサービス管理者会議を行いまして、次の週の月曜日に綱紀の徹底について各管理者に指導しておりますし、市長も事あるごとに、私どもに綱紀の保持については常々指導していただいております。それを受けて私どももしっかりやっていかなければいけないということでやっております。

以上でございます。

【宇留間会長】 黒宮委員。

【黒宮委員】 理解できました。本当に二度とあってはならない事故だったわけですけれども、我々もこの年末、当然お酒を飲む機会なんかがあつて、お互いにこういうことが絶対ないように注意してまいりたいと思います。職員はもとより、議員もその辺はしっかり徹底してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【宇留間会長】 ほかに。ございませんか。

ないようですので、最後に事務局より連絡事項があるとのことでございますので、事務局よりお願いをいたします。

【水道総務課長補佐】 本日の会議の議事録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付し、内容をご確認していただいた後、附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、議事録を公開させていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【宇留間会長】 これをもちまして、平成25年度第1回千葉市水道事業運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。